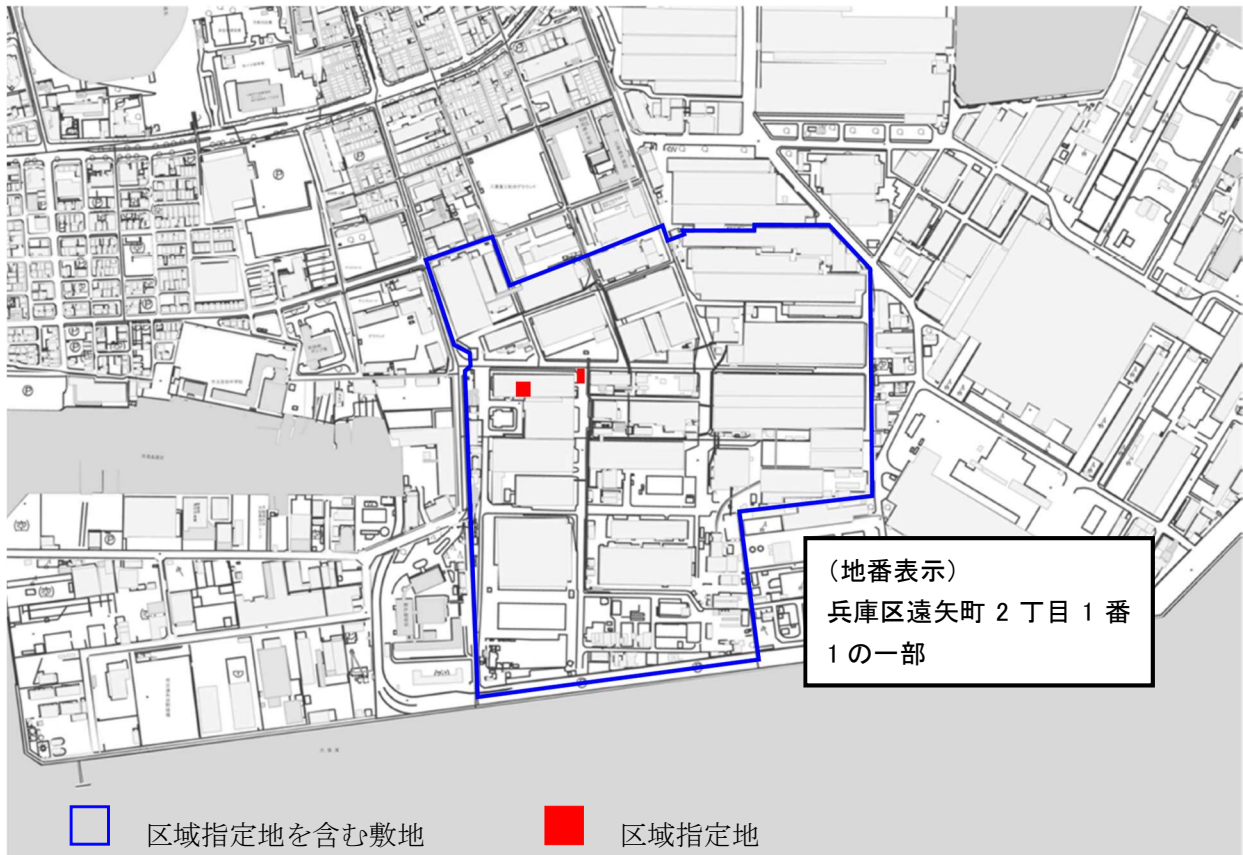


土壤汚染対策法に基づく「形質変更時要届出区域」の指定

1. 区域指定の概要	
指定する区域（地番）	兵庫区遠矢町2丁目1番1の一部
指定の区分	<input type="checkbox"/> 要措置区域 <input checked="" type="checkbox"/> 形質変更時要届出区域
指定の区分の理由	健康被害を生じるおそれがないため「要措置区域」ではなく、法第11条第1項で規定されている「形質変更時要届出区域」に指定
指定年月日	令和6年8月8日
特定有害物質の種類	鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物
2. 土壤汚染状況調査結果の概要	
調査の契機	土壤汚染対策法 <input type="checkbox"/> 第3条 <input type="checkbox"/> 第4条第2項 <input type="checkbox"/> 第14条 <input checked="" type="checkbox"/> その他（第3条第8項）
試料採取等対象物質	地歴調査により土壤汚染のおそれがあると認められた、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、分解生成物（1,2-ジクロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、クロロエチレン）、ベンゼン、第2種特定有害物質全9物質、ポリ塩化ビフェニル
土地の地歴調査結果	<ul style="list-style-type: none"> ・土地は工場の敷地内である。 ・当該工場では特定有害物質の使用等の履歴がある。
土壤の測定結果	<ul style="list-style-type: none"> ・鉛及びその化合物 含有量最大 910mg/kg（指定基準値 150 mg/kg） ・ふっ素及びその化合物 溶出量最大 1.0mg/L（指定基準値 0.8 mg/L、第2溶出量基準 24mg/L）
区域指定する土地の面積	600 m ²
土壤汚染の原因	事業活動によるものと思われる。
3. 周辺環境への影響	
地下水飲用	<input type="checkbox"/> 健康影響のおそれがある（理由：周辺に地下水飲用井戸がある） <input checked="" type="checkbox"/> 健康影響のおそれはない（理由：周辺に地下水飲用井戸がない）
土壤の直接摂取	<input type="checkbox"/> 健康影響のおそれがある（理由：土壤を直接摂取するおそれがある） <input checked="" type="checkbox"/> 健康影響のおそれはない（理由：一般の人が立ち入る土地ではない）
4. 今後の対応	
土地の形質変更が行われる際には、周辺環境への影響が生じないように土壤汚染対策法に基づき適正に措置するよう指導する	

位置図



別図

